

5月2日

○事務局長（大迫 久君） 事務局長の大迫でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。したがって、年長の田口幸一議員を紹介いたします。

〔臨時議長 田口幸一君議長席に着く〕

○臨時議長（田口幸一君） それでは、ただいま紹介されました田口幸一でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから平成26年第1回始良市議会臨時会を開会します。

（午前10時45分開会）

○臨時議長（田口幸一君） 本日の会議を開きます。

（午前10時45分開議）

○臨時議長（田口幸一君） 本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

○臨時議長（田口幸一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○臨時議長（田口幸一君） 日程第2、選挙第2号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（田口幸一君） ただいまの出席議員は24人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に峯下洋議員と萩原哲郎議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（田口幸一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票については無効です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（田口幸一君） なしということでございます。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（田口幸一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長氏名点呼・投票]

1 番 峯下 洋議員	2 番 萩原哲郎議員
3 番 新福愛子議員	4 番 竹下日出志議員
5 番 堂森忠夫議員	6 番 谷口義文議員
7 番 神村次郎議員	8 番 田口幸一議員
9 番 犬伏浩幸議員	10 番 本村良治議員
11 番 小山田邦弘議員	12 番 森 弘道議員
13 番 渡邊理慧議員	14 番 堀 広子議員
15 番 湯之原一郎議員	16 番 法元隆男議員
17 番 和田里志議員	18 番 森川和美議員
19 番 吉村賢一議員	20 番 鈴木俊二議員
21 番 湯元秀誠議員	22 番 上村 親議員
23 番 湯川逸郎議員	24 番 東馬場 弘議員

○臨時議長（田口幸一君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（田口幸一君） なしという声がありました。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。峯下洋議員、萩原哲郎議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

○臨時議長（田口幸一君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 24票

有効投票 21票

無効投票 3票

有効投票のうち	森 弘道議員	3票
	上村 親議員	6票
	湯之原一郎議員	11票
	田口幸一議員	1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、湯之原一郎議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（田口幸一君） ただいま議長に当選されました湯之原一郎議員が議長におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

湯之原一郎議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○仮議席15番（湯之原一郎君） ただいま議長に選出いただきました湯之原でございます。

こうして見まわしてみますと、30人から24人に減って、本当に少なくなったなという感じがしてお

ります。それだけ議員一人一人の責務というのは重くなったと思います。7万5,000人の代表として我々は選ばれてきたわけですから、その責任をしっかりと受けとめて、それと私はこの24人の代表となったわけですから、その責務をしっかりと胸に秘めて、今後、頑張ってまいります。

ぜひとも皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（田口幸一君） それでは、湯之原一郎議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。皆さん、ご協力ありがとうございました。

〔湯之原一郎議長、議長席に着く〕

○事務局長（大迫 久君） 続きまして、議席の指定を行います前に、ただいま議長が決まりましたので、申し合わせにより、24番の東馬場弘議員と湯之原一郎議員の議席を交代していただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） 引き続き会議を行います。

これからの日程は、追加議事日程により議事を進めます。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指定します。

事務局長に議席番号及び氏名を朗読させます。

○事務局長（大迫 久君） それでは朗読いたします。

1 番 峯下 洋議員	2 番 萩原哲郎議員
3 番 新福愛子議員	4 番 竹下日出志議員
5 番 堂森忠夫議員	6 番 谷口義文議員
7 番 神村次郎議員	8 番 田口幸一議員
9 番 犬伏浩幸議員	10 番 本村良治議員
11 番 小山田邦弘議員	12 番 森 弘道議員
13 番 渡邊理慧議員	14 番 堀 広子議員
15 番 東馬場 弘議員	16 番 法元隆男議員
17 番 和田里志議員	18 番 森川和美議員
19 番 吉村賢一議員	20 番 鈴木俊二議員
21 番 湯元秀誠議員	22 番 上村 親議員
23 番 湯川逸郎議員	24 番 湯之原一郎議員

○議長（湯之原一郎君） ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、議席を指定します。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議長において、峯下洋議員、萩原哲郎議員を指名します。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月2日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

会期は本日5月2日の1日間に決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第4、選挙第3号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（湯之原一郎君） ただいまの出席議員数は24人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に新福愛子議員と堂森忠夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（湯之原一郎君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票については無効です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（湯之原一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼・投票〕

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 番 峯下 洋議員 | 2 番 萩原哲郎議員 |
| 3 番 新福愛子議員 | 4 番 竹下日出志議員 |
| 5 番 堂森忠夫議員 | 6 番 谷口義文議員 |
| 7 番 神村次郎議員 | 8 番 田口幸一議員 |
| 9 番 犬伏浩幸議員 | 10 番 本村良治議員 |
| 11 番 小山田邦弘議員 | 12 番 森 弘道議員 |
| 13 番 渡邊理慧議員 | 14 番 堀 広子議員 |
| 15 番 東馬場 弘議員 | 16 番 法元隆男議員 |
| 17 番 和田里志議員 | 18 番 森川和美議員 |

19番 吉村賢一議員 20番 鈴木俊二議員
21番 湯元秀誠議員 22番 上村 親議員
23番 湯川逸郎議員 24番 湯之原一郎議員

○議長（湯之原一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。新福愛子議員、堂森忠夫議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（湯之原一郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 24票

有効投票 23票

無効投票 1票

有効投票のうち 竹下日出志議員 11票

田口幸一議員 9票

法元隆男議員 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、竹下議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（湯之原一郎君） ただいま副議長に当選されました竹下日出志議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

竹下日出志議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○4番（竹下日出志君） ただいま副議長の任を拝しました竹下日出志でございます。湯之原議長を支え、全議員の皆様方の協力をいただきながら、始良市民の皆様方のご期待に応える始良市議会を目指して全力で取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第5、選任第1号 常任委員の選任を行います。

○議長（湯之原一郎君） 常任委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議長としましては、議員諸君から希望をとり、定数関係ともならみ合わせ、調整して指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

ここでしばらく休憩します。

(午前11時15分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時54分開議)

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

常任委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務、峯下洋議員、森川和美議員、東馬場弘議員、森弘道議員、竹下日出志議員、本村良治議員、神村次郎議員、湯之原一郎議員を、文教厚生委員会、小山田邦弘議員、田口幸一議員、堂森忠夫議員、萩原哲郎議員、谷口義文議員、犬伏浩幸議員、和田里志議員、堀広子議員、産業建設委員会に、渡邊理慧議員、上村親議員、湯川逸郎議員、湯元秀誠議員、吉村賢一議員、鈴木俊二議員、新福愛子議員、法元隆男議員、以上をそれぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） これから各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長はそれぞれの常任委員会において互選することになっています。さらに、同条例第10条第1項の規定によって、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

委員会の場所は次のとおり定めます。

総務常任委員会は第1から第3委員会室、文教厚生常任委員会は第4委員会室、産業建設常任委員会は職員控え室と定めます。

ここでしばらく休憩します。

(午前11時56分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時57分開議)

○議長（湯之原一郎君） 常任委員会の委員長及び副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、お知らせいたします。

総務常任委員会委員長、神村次郎議員、副委員長、森弘道議員、文教厚生常任委員会委員長、萩原哲郎議員、副委員長、和田里志議員、産業建設常任委員会委員長、湯川逸郎議員、副委員長、上村親議員、以上のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第6、選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定によって、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

名簿を作成して配りますので、そのまましばらく休憩します。

（午前11時58分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時58分開議）

○議長（湯之原一郎君） 議会運営委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり、神村次郎議員、東馬場弘議員、萩原哲郎議員、堀広子議員、湯川逸郎議員、法元隆男議員、竹下日出志議員、田口幸一議員を選任することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） これから議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は議会運営委員会において互選することになっています。さらに、同条例第10条第1項の規定によって、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

委員会の場所を第4委員会室と定めます。

ここでしばらく休憩します。

（午後0時00分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時09分開議）

○議長（湯之原一郎君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、お知らせします。

議会運営委員会委員長、東馬場弘議員、副委員長、堀広子議員、以上のとおりであります。

ここでしばらく休憩します。午後の会議を午後1時20分から再開します。

（午後0時10分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時19分開議）

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第7、諸般の報告を行います。

市長より、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した報告第2号 損害賠償の額の決定の専決処分についての報告書が提出されております。

これで、諸般の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第8、行政報告を行います。

市長より、行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策について報告いたします。

既にご承知のとおり、先月13日、熊本県球磨郡多良木町の養鶏農場から、国内では3年ぶりに高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

この発生を受けまして、鹿児島県農政部におきましては、同日、高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策会議を開催し、また、本市におきましても、同日、飼養羽数50羽以上の農家への緊急調査と、異常時の早期届け出の再徹底を周知いたしました。

翌14日には始良市鳥インフルエンザ警戒本部を設置し、さらなる防疫体制を構築するため、翌15日には対策本部に格上げし、市民に対しては防災行政無線やホームページによる情報提供、養鶏農家や愛玩鳥飼養者等に対しては消毒液の配布や防疫徹底の周知、また渡り鳥の飛来する場所への看板設置など、ウイルスの侵入防止対策を講じてきたところであります。

なお、熊本県におきましては、先月27日に、半径10km圏内の搬出・移動制限区域の解除に向けて、同3km圏内の移動制限区域にある2か所の養鶏農場の清浄性確認検査を実施し、昨日、陰性が確認されたことから搬出制限区域が解除され、今後の検査においても異常がなければ、来週8日の午前0時をもって、移動制限区域が解除される予定であります。

市としましては、今後におきましても、鹿児島県や関係機関と連携を図りながら、徹底した防疫対策に努めるとともに、県からの指示に基づいて対応してまいります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで行政報告は終わりました。

○議長（湯之原一郎君）

追加日程第9、議案第46号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）

追加日程第10、議案第47号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

及び

追加日程第11、議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）

までの3件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

今臨時議会に提案しております議案第46号から議案第48号までの専決処分について承認を求める件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

これらの専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律とともに、地方税法施行令の一部を改正す

る政令及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴います。始良市税条例ほか2件の関係条例の一部を改正する条例につきまして、平成26年度の課税に支障のないよう、法律に合わせて同日から施行するために、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

平成26年度の地方税法の改正は、消費税率及び地方消費税率の引き上げとそれに伴う対応について、経済再生を進めながら財政再建との両立を図っていくことの重要性並びに増大する社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえて行われたものであります。

主な改正内容としましては、法人市民税の法人税割の税率改正、軽自動車税の税率改正、国民健康保険税の課税限度額の見直しと保険税軽減の拡充及び固定資産税の課税標準の特例措置について、所要の整備を行うものであります。

それでは、改正の主要な部分についてご説明いたします。

参考資料21ページをごらんください。

議案第46号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）の第82条及び附則第16条の軽自動車の税率改正につきましては、税収の66.5%が市町村に交付されております県税の自動車取得税が、消費税率の10%引き上げ時に廃止される見通しであることから、その地方財源を補う観点等から改正がなされるものであります。

原動機付自転車、軽二輪車及び二輪の小型自動車の標準税率が、平成27年度課税分から現行の約1.5倍で最低2,000円に改正されます。

軽四輪自動車の自家用乗用車と小型特殊自動車の農耕作業用のものは標準税率が1.5倍に、その他の区分にあつては約1.25倍に改正され、軽四輪自動車等については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けたものから新税率を適用し、平成26年度までに最初の新規検査を受けたものは現行の標準税率が維持されます。平成28年度課税分からは、グリーン化を推進する観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車について、標準税率のおおむね20%の重課が導入されます。

次に、参考資料25ページをごらんください。

議案第47号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額が「14万円」から「16万円」に、介護納付金課税額にかかる課税限度額が「12万円」から「14万円」に、それぞれ2万円引き上げられます。

軽減措置については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘じる金額を「35万円」から「45万円」に引き上げることから、いずれも軽減判定所得の基準額を拡大するもので、平成26年度分の国民健康保険税から適用されます。

次に、資料の26ページをごらんください。

議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法附則第15条の固定資産税等の課税標準の特例の一部について、本年3月31日で適用期間が終了することに伴う所要の整備であります。

なお、これらの一部を改正する条例で引用しております地方税法等の条項移動等があったことに伴う字句の改正につきましては、詳細を割愛させていただきます。

以上、提案しております議案第46号から議案第48号までにつきまして、一括してその概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認くださるようお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑はありませんか。

○7番（神村次郎君） 議案第46号ですが、軽自動車税が上がるということで、困るなと思っています。

質疑ですが、軽自動車は比較的所得の低い人、地方では高齢者、女性、それから農家、中小零細企業の事業用の車両、こういう多面的に利用が多い状況です。消費税が上がりました。消費税が4月から8%増額をされました。

消費税、夫婦と子ども2人の4人家族で、年収が例えば500万の世帯では、13年度に比べると約8万3,000円ぐらいの支出の増になります。これが15年10月には10%に引き上げられると、先ほどの前述の世帯で、消費税負担は約13万9,000円になると言われています。高齢者は、これに加えて、年金額が3年で2.5%減額をされます。

このような社会状況の中で実施をされる税率改正を市としてどのように捉えておられるのか、お聞かせください。

それから、TPP交渉の中で、TPP交渉は全てのものが対象と言われています。この軽自動車税、この税率改正も優遇措置の撤廃をせよ、そういう米国のプッシュがあるのではないかとされています。国内の消費者への配慮に欠けた増税施策と考えますが、どのようにお考えですか。

それから、3番目ですが、地方では公共交通網がまだ十分とは僕は言えないと思います。循環バスも市なりに取り組みをされていますけれども、都市部と同様の施策で、全国一律に軽自動車税を上げるのがよいのか、これらの影響から来る新たな公共交通網の整備が必要とされていると思います。低価格で移動する交通手段の計画を市としても進めるべきではないかと考えています。

また、税率改正にあたって、ローカルルールは検討されなかったのか。

以上、3点をお伺いします。

○総務部長（小川博文君） お答えします。

3点ほどいただきましたが、まず市としてどのように捉えているかということでございますが、市長の提案理由の中でもございましたように、本改正は国における地方税改正に伴って行われるものでございまして、消費税率の8%に合わせ、そしてまた10%に引き上げられるときに合わせて自動車取得税が廃止されると、これの代替財源の観点から改正されたというふうに聞いております。

なお、軽自動車につきましては、近年、非常に環境性能等が大幅にアップしまして、大型化、高性能化により、価格面、車両重量等から見ても普通車とあまり差異がないというようなことから、負担水準の適正化等について国の審議会で検討されまして、今回の改正に至ったというふうに聞いているところでございます。

それから、TPPの関係でございますが、これについては、現在、国において交渉中というようなことでございまして、特に私のほうから申し上げることはないのでございます。

それから、新たな交通網を考えないかということでございますが、今回の改正は日切れ法案でございまして、3月31日で切れるものを4月1日から施行するという、国における常套手段といえますか、

毎年行われる改正でございます。

と申しますのは、この改正をしなかった場合は、地方財源に非常に負担をかけるというようなことから改正されるものでございますので、今回、国の法改正に合わせて、全国どの市町村でも改正しているものと考えております。

以上です。

○7番（神村次郎君） 地方税法の改正で、一律に改正していくと言われますが、私は都市部と地方部というのは全然違うと思いますね。移動手段というのは、特に都市部では電車とかバスとか、乗り継ぎでどんどん行けます。これを一律に国が求めたそのことは、僕は大きな問題があると思っているんです。

始良もですが、特に、僕は今度の選挙を回って、中山間地域にも回って、大変だなと思いました。車がないと、生活はできませんよ。その中心になるのが軽自動車なんですよね。市民に対して税率を改正するのに、ローカルルールはやっぱり検討されるべきだと思いますが、国の地方税改正をそのまま受け入れるのか、市として検討はされなかったのか、そこら辺をお伺いします。

○総務部長（小川博文君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、これは国の法律改正に基づくものでございまして、日切れといえますが、3月31日で切れると。したがって、4月1日から施行されなければ、26年度課税に支障を来すというものでございますので、検討という意味で言えば、今後、地域格差、交通網の体系の違い等もございいますから、今後の検討としていかなければ、まずは改正を急がれるということから専決をさせていただいて、今回、直近の議会ということで提案させていただいたと、そういうものでございます。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はございませんか。

○8番（田口幸一君） 議案第47号のあけて1ページ、専決第4号ですが、これについて質疑を行います。

第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改めというふうになっております。同条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改めるといふふうになっておりますが、現在でも国保税は高いという声が強いと思います。皆さん、そういうふうを考えていらっしゃると思うんですが、このことにより被保険者世帯にどのような影響があるか、具体的な説明を求めます。

○総務部長（小川博文君） ただいまのご質疑には、税務課長のほうから答弁させます。

○総務部税務課長（平田 満君） 税務課の平田でございます。よろしくお願いいたします。

ご質問にお答えいたします。

今、第23条中の課税限度額の引き上げについてでございますが、課税限度額の引き上げにつきましては、後期高齢者支援金等につきまして、今回、影響を受けるのが始良市で175世帯、影響を受けることになります。その175世帯で304万2,000円ほどの増額になるのではないかと、これは一応3月末

の状況から試算したときの数字でございます。

それから、介護納付金のほうでございますが、介護納付金のほうが14戸で21万2,000円、限度額が引き上がることによって、税額の影響を受けるということでございます。

それから、軽減所得額のほうでございますけれども、軽減所得のほうは5割軽減が世帯主を含んで今回から所得判定をいたしますので、これによりまして2割軽減から5割軽減のほうに軽減が大きくなる世帯が909世帯、軽減額で3,870万3,000円、軽減になるということでございます。

それから、2割につきましては、今申しました5割軽減のほうに900世帯ほど移行しますので、軽減対象外から2割軽減のほうに移る世帯は606世帯あるわけですが、2割軽減自体としては改正後は213世帯減りまして、255万3,000円、これも軽減額が減ることになります。

今回の全体の軽減の拡充によりまして、総体で696世帯が新たに軽減を受けることになり、軽減額は3,615万円ほど軽減額がふえるというふうに見込んでおります。

○8番（田口幸一君） 今、税務課長から、各世帯を挙げて詳しい答弁がございましたけど、これは専決第4号というふうになっていますけど、今、全体では692世帯、3,615万円ということでございますが、この条例の一部改正で、現在はこれは4月1日現在から施行するというふうになっておりますが、今後、こういう692世帯、3,615万円の影響があるということですが、この条例改正によって、各国保世帯に今後も、26年度は今から課税が行われるわけですが、影響額とか、そういうのはどれぐらい出てくるものでしょうか。今、この条例改正によるのは692世帯で3,615万円ということ、26年度の課税が今から行われるわけですよ。そこら辺のところがわかっておれば、お知らせください。

○総務部税務課長（平田 満君） お答えいたします。

26年度につきましては、ご承知のように、現在、確定申告を終わりました、それぞれの世帯について所得の計算をしながら、一応6月に本課税ということで、その状況を待たないと、具体的な課税の影響というのは出てまいりません。

今、申し上げましたように、25年度課税における3月末で試算したときに、これぐらいになりますという目安を申し上げたところでございます。

○8番（田口幸一君） 了解。

○議長（湯之原一郎君） これで田口議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

○18番（森川和美君） 議案第46号についてお尋ねいたしますが、ここにございますように、税収の66.5%が市町村に交付されている県税の自動車取得税が、消費税率の10%引き上げ時に廃止される見通しであると。さらに一番下に、標準税率のおおむね20%の重課が導入されるということなんですけど、先ほど同僚議員のお話も少しありましたが、軽自動車購入費及び燃料の軽減ということで、非常に軽自動車が人気があるわけですが、そこに政府が目をつけて、一方では廃止をして、今度は一方では税率を上げるということなんですけれども、そこでお尋ねしたいのは、今、本市に軽自動車は何台、総台数あるのか、それと一家に平均何台あるんでしょうか、お知らせください。

○総務部税務課長（平田 満君） お答えいたします。

25年度の当初時点での台数でございますが、軽自動車として登録されている台数は総体で3万3,460台でございます。内訳としましては、原動機付自転車、いわゆる125cc以下が4,053台、それからそれ以上の排気量の二輪車が250ccまでが815台、それから250cc以上が831台、そのほかにいわゆる乗用車、軽四輪車というものが2万8,756台ございます。

一家に平均何台かということでございますが、これは当然個別の家によって台数が複数あったりしますので、ここで今のところで台数はちょっと出しておりません。

○18番（森川和美君） 最初にお聞きしておけばよかったんですけど、どれぐらい本市には関連する台数があるかというふうにお聞きをしたかったんですが、そこで、一方では廃止をして、一方で税率を上げるということなんですが、総体でどれぐらいの影響を予測されているんですか。

○総務部税務課長（平田 満君） お答えいたします。

今回の軽自動車につきましては、新しい税率を適用するのは27年4月1日以降の新車につきまして、自動車は新しい税率が適用されます。それから、あと二輪車もそうなんですが、あとグリーン化による重課で、年数が古くなった分についての課税というのが、13年を経過して14年目に入った車については重課税がなされるということでございまして、これらを含めると、最終的には現在の税額と比較したときに1,750万円ほどの増になるというふうに見込んでおります。

○18番（森川和美君） 了解。

○議長（湯之原一郎君） これで森川議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

○14番（堀 広子君） 議案第48号のところでお尋ねいたします。

都市計画税条例の一部を改正する条例ということになります。参考資料等を見ましたところ、ちょっと中身を内容を理解しがたいものですから、具体的な説明と、それから市民への影響はどのようなのかをお尋ねいたします。

○総務部税務課長（平田 満君） お答えいたします。

都市計画税条例につきましては、今回は地方税附則の項目の削除による項の番号の移行によってということなんですが、内容的に申し上げますと、今回、附則第15条というのは固定資産税、それから都市計画税について、国のほうで一定の課税標準を減額する、何分の1にしないでというので示してある項目でございまして、実際の項目は40項目ほどあるわけですが、その中で今回改正された部分は3つございまして、デジタル化による高度テレビジョン放送設備、具体的にはデジタル放送の基地無線設備等について、26年、ことしの3月31日までに取得した場合は減額しますよというのが国の特別措置法が終わって、この整備は済んだということで一応終了したというのと、あと港湾の関係で一定の施設、これは大きな国際ハブ港、いわゆる24時間体制のそういった日本では京阪地域、阪神地

域、それから名古屋地域、そういった地域の港の施設に対する特例も終了したと。それから、そのほかに同じく港湾関係で、国が定める補助制度を使って対象となった港湾施設についての特例もこれも終了したと、この3つが終了したことによって、それぞれの項がなくなりましたので、その分が前のほうにずれて、今回の条項移動になったということでございます。

それと、始良市において、これまでの中で該当したものがあるかということでございますが、高度テレビジョン、いわゆるデジタル放送については、4つの放送局の無線施設として、これまで該当した経緯がございます。

○14番（堀 広子君） 最後の港湾関係のご説明の国の補助制度の対象というのは、今後もその可能性のある港湾が県内でもございますでしょうか。

○総務部税務課長（平田 満君） 今ありました港湾についてでございますが、最後に申しました港湾の施設につきましては、本市では該当はございませんが、鹿児島県では重要港湾として指定されているのが鹿児島港、志布志港、川内港、西之表港の4つがございますので、ここについては該当がある可能性があったと。ただ、先ほど申しましたように、この取り組みについても3月31日の適用規定で終了したということでございます。

○14番（堀 広子君） 最後に確認をとります。

都市計画税条例の一部の中の提案要旨の説明で、固定資産税等の課税標準の特例と書いてあるものですから、てっきり固定資産税等の中に固定資産税と都市計画税かなというふう理解しておりましたところ、今のご説明では、都市計画税のほうが終了したということによる修正の議案ではないかというふうに理解するところですが、そういう意味では、これまで固定資産税が何十年間にわたり、地価の関係とかで税が上がるというそういう仕組みが行われていた、この件は既に何年か前にこの議会でも提案されたということからも、全くこのことは関係がないわけで、都市計画税だけの今おっしゃった3つ、4つの所要の整備というふうに理解してよろしいわけですか。

○総務部税務課長（平田 満君） すいません、非常に説明不足で、今申しました3つにつきましては、国の地方税法附則の第15条の中にあります3つの条項で、説明してきました削られたこの部分はいわゆる固定資産税の償却資産についての関係でありますので、今回、始良市で今も改正後の都市計画税条例の中で対象となる附則第15条というのは都市計画税が対象となるもので、まだ現在、附則第15条に改正後も残る項目について取得があった場合には適用していきますということでございます。

それから、すいません、先ほど今回の改正による影響ということでございますが、今回の改正による始良市への影響はございません。

○議長（湯之原一郎君） これで堀議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

議案第46号から議案第48号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号から議案第48号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第9、議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

○7番（神村次郎君） それでは、議案第46号の反対討論を行います。

消費税10%への引き上げのときに、車の購入時に納める取得税を廃止をする方針、ここから派生をして軽自動車税を上げるということになったようですが、先日、県内の地方紙に税率が、消費税のことですが、8%になったときの世論調査の結果が載っていました。

その結果を見ると、消費税が生活に与える影響ですが、「生活がかなり厳しくなった」、「少し厳しくなった」と答えた人が53%あります。また、15年10月に予定される10%への増税時には、7割の人が据え置きを望んでいますという回答が示されています。これから見ると、消費税に対しての負担感が大きいという庶民の考えであります。

軽自動車税は、比較的所得の低い人が乗っています。特に、事業者では中小零細企業が利用しています。高齢者や女性の利用が多い、そういう実態であります。

ことし4月から課税をされました。無差別課税と言われる消費税率が8%となりました。消費税は高所得者より低所得者のほうが税負担の割合が高くなります。また、高齢者は年金も昨年から3年かけて2.5%減額をされます。このような生活実態から見たときに、税率改正はされるべきではありません。

2番目に、TPP交渉において、米国から優遇措置の撤廃を求められていますが、国内の生活者への配慮に欠けた増税であります。

3番目に、地方では、ご存じのように、公共交通網がまだまだ十分とは言えません。通勤、業務、買い物、農耕などの移動手段として、重要な乗り物であります。都市部と同様の発想での税率改正は、地方を無視した税率改正であって、許されるものではありません。

以上、反対討論とします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論はありませんか。

○14番（堀 広子君） 私は、議案第46号 始良市税条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場で討論いたします。

この議案は、消費税増税に合わせて、自動車関連の増税を大幅に見直すものです。購入時に払う自動車取得税は、消費税8%の間は暫定的に縮減され、消費税が10%になった時点で廃止されます。消費税増税前の駆け込み需要で、昨年度の新車販売数は7年ぶりの高水準、その中でも燃費がよく維持

費も安い軽自動車の販売台数は過去最高になっています。都市部と比べ公共交通機関が少ない地方において、軽自動車は市民の重要な交通手段であると同時に、経済的にも市民を支える足となっております。

そんな中、小型車との税額の差を縮めるための措置として、軽自動車やバイクの利用者が年1回払う軽自動車税は増税となります。また、軽トラックも含め、2台、3台と所有している家庭は、大きな増税となってまいります。

消費税増税後の消費者心理の冷え込みによって、今後、車の買い換えが減少、先送りされることが当然予想される中、自動車取得税の減税分を軽自動車税の増税で賄うようなやり方、これは文字通り市民の足を引っ張ることになります。

よって、本議案に反対であります。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本件を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。したがって、議案第46号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）は可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第10、議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。まず、本件に反対者の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 私は、47号に反対の立場で討論いたします。

昨年の臨時議会で、社会保障プログラム法が成立いたしました。14年度は、社会保障のどの分野でも、給付削減と負担増が次々と実施されます。国保では課税限度額が、医療分、介護納付金分をそれぞれ2万円、合計で4万円引き上げられ、81万円となります。一方、低所得者保険料は、5割軽減と2割軽減の対象者が拡大されます。

課税限度額の引き上げで影響を受ける方は、先ほどの説明で189世帯、金額にいたしますと325万4,000円の増税となります。今でさえ滞納世帯が多く、保険料値上げで財政が厳しい現状のもと、医療費が増加し、必要な保険料収入の確保のためとして限度額を引き上げれば、さらに滞納者をふやし、財政を悪化させる悪循環を招いてまいります。

日本共産党は、限度額引き上げではなくて、国庫負担をもとに戻す、いわゆる引き上げることで財源をつくるよう提案し続けておりますので、本議案に反対です。

○議長（湯之原一郎君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本件を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。したがって、議案第47号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第11、議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本件を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。したがって、議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）は可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第12、議案第49号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件についてを議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第49号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在、教育委員としてご活躍をいただいております小川正幸氏が平成26年5月13日をもって任期満了となりますので、新たに中間博英氏を教育委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

新たな教育委員の選考にあたりましては、同法第4条の規定に基づき、本市の教育委員として活発な活動が期待でき、かつ教育行政について理解のある方を委員候補とすることを念頭に置き、人選を進めてまいりました。

中間氏は、現在、市内で自動車修理工場を経営されている傍ら、加治木町立柁城小学校のPTA会長や鹿児島県立加治木工業高等学校のPTA副会長を務め、PTA活動では中心的な役割を担うとともに、学校経営等にも貢献されてこられました。

また、社会教育の面においても見識を持って積極的に活動されており、平成14年9月には九州PTA連合会北九州大会において鹿児島県代表として事例発表を行うなど、さまざまな機会に大局的な見地から提言されるなど、幅広く活躍されておられます。

同氏は、本市の教育行政に対し、これまでの豊富な経験、知識を生かし、情熱を持って取り組んでいただけるものと確信し、その人格、識見ともに本市教育委員として最適任者であると考え、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご提案申し上げましたが、同氏の略歴につきましてはお手元の参考資料のとおりであります。よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（田口幸一君） 今、市長の提案理由の説明で、またこの写真を拝見いたしますと、中間博英氏は年齢も54歳ということで、申し分ない方だと思うんですが、加治木にお住まいで、市長もたびたびお会いしておられると思うんですが、直感して教育観、市長にお尋ねをいたしますが、中間博英氏は始良市の教育に熱い思いを持っておられると思うんですが、会われたところ、この方は新規だと思うんですが、どのように市長は感じられましたか、中間博英氏の教育観について。

それと、この方は有限会社中間モータースに入られて、いろんな職歴をお持ちですけど、仕事との関係、教育委員に任命されたときに、その辺の差しさわりというのは出てこないものですか。

以上、2点をお尋ねをいたします。

○市長（笹山義弘君） まず、お尋ねの教育観といいますか、今からの教育というのは世界観といいますか、グローバリズムが必要であろうというふうに思います。そういう中で、児童の交換事業をやっておりますロータリーにも属しておられまして、ここに書いてございますように、青少年交換委員長としても活躍いただいております。

また、学校現場においても、一般社会人の見識をいろいろと参考にしながら、教育行政も今図られているということを考えますときに、やはり教育委員のお立場も多岐にわたる必要があろうということも考えますので、そういう意味で適任者であろうというふうに判断したところでございます。

2番についてはそちらでお願いいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 教育委員としての差しさわりということでございますけど、教育委員の場合は、年間の出席しなければならない回数というのは約四十数日から50日ございます。定例の教育委員会、それから臨時の教育委員会、これは年間13回ないし14回、それから学校訪問が幼稚園から小中学校、26校ございます。幼稚園は小中学校と抱き合わせできますので、21日、週のうち2日潰れる可能性もあります。

それから、教育委員会が主催しておりますさまざまなイベントがございます。音楽会、水泳大会、陸上記録会、こういったものに対する出席。それからまた、運動会がございます。これは年間4回。そしてまた、卒業式、入学式、これはそれぞれ3回ずつということで、合わせて50日近い日数を要するわけでございます。

普通の若い方のサラリーマン、あるいは勤労者の場合は、なかなかそういった平日に休みをとってくるというのが非常に難しい状況がございます。また、60歳を超えた場合も、現在の場合、65歳未満は年金が満額ございませんので、どうしても生計を中心に考えてしまうということで、なかなか引き

受けていただけない。

どうしてもこういった自営業者、比較的自分の時間というのが確保できる方が中心になってくるわけでございますけども、そういう中で絞り込んでいった場合に、今回は中間氏が適任ということになってきたわけでございます。

そういう意味で、時間的な確保ということを考えれば、この方が最適だろうというふうに考えているところでございます。

○8番（田口幸一君） 今、市長と教育長の説明でわかりましたが、中間博英氏は、教育には学校教育、社会教育、家庭教育、どれも大切ですが、この方は現在は社会教育に対して識見を持っておられると、この参考資料からですね。

そこで、教育長にお尋ねをいたしますが、今、私が言いました学校教育、社会教育、家庭教育、これは連携が必要ですけど、現在おられる5人の委員の先生方は学校現場から登用されておられる方がほとんどだと思うんですが、その構成はどうなっておりますか。

○教育長（小倉寛恒君） 現在、学校から直接ということではございませんけど、小川教育委員長がもとと学校の教員と、それからもう一人、教育委員の川畑委員、これも学校の教員ということで、あと女性の福元委員、三月田委員が学校以外の分野からの登用ということでございます。教育委員だけで考えますと、2対2ということになってくるわけでございます。

○8番（田口幸一君） わかりました。

○議長（湯之原一郎君） これで田口議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第49号を採決します。この採決は、会議規則第73条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（湯之原一郎君） ただいまの出席議員数は23人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に竹下日出志議員と谷口義文議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（湯之原一郎君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって、否とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（湯之原一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼・投票〕

1 番 峯下 洋議員	2 番 萩原哲郎議員
3 番 新福愛子議員	4 番 竹下日出志議員
5 番 堂森忠夫議員	6 番 谷口義文議員
7 番 神村次郎議員	8 番 田口幸一議員
9 番 犬伏浩幸議員	10 番 本村良治議員
11 番 小山田邦弘議員	12 番 森 弘道議員
13 番 渡邊理慧議員	14 番 堀 広子議員
15 番 東馬場 弘議員	16 番 法元隆男議員
17 番 和田里志議員	18 番 森川和美議員
19 番 吉村賢一議員	20 番 鈴木俊二議員
21 番 湯元秀誠議員	22 番 上村 親議員
23 番 湯川逸郎議員	

○議長（湯之原一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。竹下日出志議員、谷口義文議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（湯之原一郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 23票

有効投票 23票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 21票

反対 2票

以上のとおり、賛成多数です。

議案第49号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第13、議案第50号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 教育長の退席を求めます。

〔小倉寛恒教育長退場〕

○議長（湯之原一郎君） 本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

議案第50号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在、教育委員としてご活躍をいただいております小倉寛恒氏が平成26年5月13日をもって任期満了となりますので、再度、同氏を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小倉氏は、始良市の発足当初から、教育長として教育委員会事務局の事務全般を先頭に立って指揮されてまいりました。特に、家庭、学校、地域、事業者など、社会全体による協働の子育て、人づくりを進め、自立する子どもの育成を目指した始良市子育て基本条例の仕組みづくりに尽力されました。

同氏は、本市の教育行政に対し、これまでの豊富な経験、知識を生かし、情熱を持って取り組んでいただけるものと確信し、その人格、識見ともに本市教育委員として最適任者であると考え、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご提案申し上げましたが、同氏の略歴につきましてはお手元の参考資料のとおりであります。よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（田口幸一君） 今、市長から提案理由の説明がございました。皆さん、新しく当選された方も、小倉教育長の過去4年間の実績、参考資料に書いて、人格ともに申し分のない方だと私は認識をして

おります。また、過去4年間ににおいても、立派な実績を残されました。

しかし、私は一般質問等でもやったわけですが、始良市も蒲生地区では2校の休校、新留小学校、大山小学校、そして始良地区では北山小学校が特認校で、地元の子どもはわずかです。加治木の永原小学校とか、そういうところも小規模校です。特認校とか、また漆小学校とか新留小学校においては、やまびこ学校等の制度も取り入れて、学校経営がなされております。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

今後、小倉教育長、教育委員の任命の件がきょう提案されているわけですが、そのような山積する課題、少子化をどのように持っていけるのか、市長は、きょうは教育委員のあれですが、当然互選により教育長につかれると思うんですが、今後、始良市の教育をどのように持っていってもらいたいというふうに市長はお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 小倉委員につきましては、豊富な識見をお持ちですので、これまで蓄積された識見を本市の教育行政のさらなる発展のためにお力添えいただけるものというふうに考えているところであります。

○議長（湯之原一郎君） これで田口議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第50号を採決します。この採決は、会議規則第73条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（湯之原一郎君） ただいまの出席議員数は23人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に神村次郎議員と田口幸一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（湯之原一郎君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって、否とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（湯之原一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長氏名点呼・投票]

1 番 峯下 洋議員	2 番 萩原哲郎議員
3 番 新福愛子議員	4 番 竹下日出志議員
5 番 堂森忠夫議員	6 番 谷口義文議員
7 番 神村次郎議員	8 番 田口幸一議員
9 番 犬伏浩幸議員	10 番 本村良治議員
11 番 小山田邦弘議員	12 番 森 弘道議員
13 番 渡邊理慧議員	14 番 堀 広子議員
15 番 東馬場 弘議員	16 番 法元隆男議員
17 番 和田里志議員	18 番 森川和美議員
19 番 吉村賢一議員	20 番 鈴木俊二議員
21 番 湯元秀誠議員	22 番 上村 親議員
23 番 湯川逸郎議員	

○議長（湯之原一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。神村次郎議員、田口幸一議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○議長（湯之原一郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 23票

有効投票 23票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 19票

反対 4票

以上のとおり、賛成多数です。

議案第50号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（湯之原一郎君） 教育長の着席を求めます。

〔小倉寛恒教育長着席〕

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第14、議案第51号 始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 鈴木俊二議員の退席を求めます。

〔鈴木俊二議員退場〕

○議長（湯之原一郎君） 本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

議案第51号 始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

議員のうちから選任する始良市監査委員に始良市議会議員鈴木俊二氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号 始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件は同意することに決定しました。

鈴木議員の着席を求めます。

〔鈴木俊二議員着席〕

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第15、推薦第2号 始良市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 地方自治法第117条の規定によって、谷口義文議員、湯元秀誠議員の退席を求めます。

〔谷口義文議員、湯元秀誠議員退場〕

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

議会推薦の農業委員は、谷口義文議員、湯元秀誠議員を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、谷口義文議員、湯元秀誠議員を推薦することに決定しました。

2人の着席を求めます。

〔谷口義文議員、湯元秀誠議員着席〕

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第16、選挙第4号 始良市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

始良市選挙管理委員には、お手元に配付しました資料のとおり、久保洋幸、榎園洋子、春山信一、

永吉清美、以上の方を指名します。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました久保洋幸、榎園洋子、春山信一、永吉清美、以上の方が始良市選挙管理委員に当選されました。

○議長（湯之原一郎君） 次に、選挙管理委員補充員には、お手元に配付しました資料のとおり、小倉章、外村幸男、黒江章、寺迫慶子、以上の方を指名します。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました小倉章、外村幸男、黒江章、寺迫慶子、以上の方が始良市選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長（湯之原一郎君） 次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。ただいま議長が指名した順序に決定しました。

ここでしばらく休憩します。

（午後 2 時 45 分 休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後 2 時 46 分 開議）

○議長（湯之原一郎君） これからの日程は、お手元に配りました追加議事日程第 2 号により議事を進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。よって、追加議事日程第 2 号により議事を進めます。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第 1、発議第 3 号 始良市議会広報広聴特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

ただいま議題となっております発議第 3 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第3号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

東馬場弘議員、登壇ください。

○15番（東馬場 弘君） 登 壇

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

東馬場弘議員、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第3号 始良市議会広報広聴特別委員会の設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

（午後2時48分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時48分開議）

○議長（湯之原一郎君） ただいま設置されました広報広聴特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告します。

広報広聴特別委員会の委員長に田口幸一議員、副委員長に竹下日出志議員に決定したとの報告を受けました。

ここで副議長と交代いたします。

○副議長（竹下日出志君） 追加日程第2、議長の常任委員辞任の件を議題とします。

○副議長（竹下日出志君） 議長から、議会全体を統理する立場にあるため、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹下日出志君） 異議なしと認めます。議長の常任委員の辞任は許可することに決定しました。

ここで議長と交代いたします。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第3、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 議会運営委員長から、会議規則第105条第2項の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程と議会運営に関する事項について申し出がありました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第5、議員の派遣について議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 議員の派遣について、会議規則第167条第2項の規定によって、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画表をお手元に配付しております。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は議長に委任することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） これで、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成26年第1回始良市議会臨時会を閉会します。

（午後2時53分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会臨時議長

始良市議会議長

始良市議会副議長

始良市議会議員

始良市議会議員